

# 低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金 申請要領

下記の書類をそろえて、令和6年7月31日(消印有効)までに、電子又は郵送で子育て支援課宛て提出してください。



電子申請はこちらから

<送付先>

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

子育て支援課給付金担当 宛て

## ① 令和5年度低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金申請書

- ・申請書は両面なので、裏面の記入を忘れないように注意してください。
- ・支給対象者は、令和5年12月1日時点(新生児分については出生日時点)で市内在住で、次のいずれかに該当する方です。
  - ・令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税である対象児童の養育者
  - ・児童扶養手当受給者
  - ・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件を満たす方(公的年金給付等受給者又は家計急変者に限る)
- ・対象児童は次のいずれかです。
  - ・令和5年12月1日時点で養育している平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童
  - ・出生日時点で養育している令和5年12月2日から令和6年3月31日までに生まれた新生児
- ・今回給付金を申請する児童のみを記入してください。
- ・申請区分の④に該当する方のうち、まだ生活支援特別給付金を受給していない方は、令和6年2月29日までは申請を受け付けていますので、先に生活支援特別給付金を申請してください。低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金は申請不要で振り込まれます。
- ・現金での受け取りを希望できるのは、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方などに限ります。

## ② 申請者本人確認書類の写し(コピー)

- ・申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真等が表示されている面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。

## ③ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

- ・通帳やキャッシュカードなど、受取口座の口座情報を確認できる部分のコピーを添付してください。

次の書類は、市外に別居する児童を養育している場合に限り必要です。

## ④ 児童の属する世帯の世帯全員の住民票の写し

- ・本籍:なし、続柄:あり、個人番号:なしのもので、発行から1か月以内のものをご用意ください。

申請区分や所得によって上記以外にも書類の提出を求められることがあります。